

告 示

埼玉県告示第四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ川越的場店

埼玉県川越市的新町二十一 四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 案内看板や交通誘導員により、当該店舗利用者の車両が、店舗南側に位置する住宅街（的場二丁目）の生活道路へ流入しないように十分配慮すること。

・ 騒音・振動等の公害や光害問題が発生しないように注意し、苦情が寄せられる場合には適切に対応すること。

・ 市内では小学生の自転車事故が増加傾向にあり、特に霞ヶ関・的場地区では大型スーパー等の立地に伴い、自動車と自転車の接触事故が増えており、児童生徒の交通事故防止のために、交通整理員の配置や通学時間帯の業者による搬入の制限等の対策を講じること。

・ 児童生徒の非行を未然に防ぐために、警備員による見回り、監視カメラの設置や青少年に対する店内放送等の措置を講じること。

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター